中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律 第7条第1項に規定する説明書類

平成 25 年 5 月 13 日 岡山県津山市山下 30-15 津山信用金庫 理事長 松岡 裕司

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第7条第1項の規定に基づき、 同法第4条から第6条までの規定に基づいてとった措置の詳細に関する事項を次のとおり開示します。

記

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

中小企業者等の金融円滑化基本方針(平成21年12月17日制定)

昨秋以降の世界的な金融危機の影響によって、実体経済は急速に落ち込み、当金庫のお客様にも深刻な 影響が及んでおります。

このような厳しい経済環境下において、協同組織金融機関の原点である相互扶助精神のもと、取引先への支援を強化し、中小企業等の金融円滑化に向け、役職員一丸となって適切な対応に努めます。

- 1. お客様から貸出条件変更等に関する相談を受けた場合には、真摯に対応します。
- 2. 他金融機関からも借入れを行っているお客様から貸出条件変更等の申込みがあった場合は、守秘義務 に留意しつつ、お客様の同意を前提に、金融機関間で相互に緊密な連携を図るように努めます。
- 3. 住宅ローンご利用のお客様から条件変更等の申込みがあった場合には、無理のない返済に向けて、お客様の財産や収入の状況を勘案してきめ細かく相談に応じます。
- 4. お取引先の企業から要請があれば、経営改善計画の策定を支援します。
- 5. 貸出条件の変更を行った後、経営改善計画の進捗状況を適切に管理するとともに、お取引先企業に対し必要な助言を行います。
- 6. 貸出条件の変更の申込みをお断りする場合には、お断りする理由を具体的かつ分かりやすく説明します。
- 7. 貸出条件の変更等を行った後であっても、貸出条件の変更等の履歴があることのみを理由として、新規融資や新たな貸出条件変更等の相談や申込みをお断りしません。
- ・「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」を制定しました。(22.1.21)
- ・金融円滑化に係る主管部署を本部審査管理部とし、担当理事を「金融円滑化管理責任者」に選任しました。(22.1.21)
- ・組織再編に伴い、主管部署を審査管理部から事業支援部へ変更しました。(23.10.17)
- ・お客様からの相談、申込みに適切に対応するため、金融円滑化対応マニュアルを制定しました。(24.3.1)
- ・金融円滑化管理の状況は、金融円滑化管理責任者が、定期的または必要に応じて随時、理事会及び常勤 役員会に報告します。

- 第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握する ための体制の概要
 - ・条件変更等の申出については「条件変更等対応報告書」にて、また謝絶・取下げについては「融 資案件謝絶・取下げ記録簿」にて、それぞれ営業店より主管部署宛報告し、営業店及び主管部 署にて記録を保存します。(保存期間5年)
 - ・主管部署は営業店に対し、金融円滑化の適切な実施を確保するための具体的な方策を指示します。また報告書など金融円滑化関連情報を取り纏め、その内容を分析し、その結果を基に営業店等に対し、指導・監督等を行います。
 - ・常勤役員会は、金融円滑化管理体制を整備するとともに、定期的または必要に応じて管理体制 の改善を図ります。
 - ・理事会は、定期的または必要に応じて、経営に重大な影響を与える、またはお客様の利益が著 しく阻害される事案がある場合、速やかに改善のための指示を行います。
- 第3 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に 行うための体制の概要
 - ・営業店において、貸付条件変更等に係る窓口及び苦情相談窓口を設置し、コンプライアンス担当責任者が担当します。(21.12.21)
 - ・本部コンプライアンス統括室にて、苦情相談窓口を設置しました。(22.1.12)

電話番号:0868-22-4121 (内線:232)

受付時間:月曜日~金曜日(休日は除く)午前8時30分~午後5時

E-mail: tsushin@mx1.tiki.ne.jp

- 第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要
 - ・お客様からの経営相談等に関しては、営業店にて真摯に対応し、経営改善計画書策定の要望が あれば、本部事業支援部と連携し、積極的に支援します。
 - ・貸出条件の変更を行った後、経営改善計画の進捗状況を適切に管理するとともに、取引先企業に 対し必要な助言を行います。

以下は別紙のとおりです。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況(別表1及び別表2)

第6 法第5条に基づく措置の実施状況 (別表3及び別表4)

津山信用金庫

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額 [債務者が中小企業者である場合]

(単位:百万円)

		平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額		114	862	1,800	2,671	3,289	3,939	4,506	5,608	6,162	6,606	7,854	8,238	9,911	10,836
	うち、実行に係る貸付債権の額	19	716	1,660	2,612	3,144	3,568	4,298	5,281	5,954	6,317	7,536	7,893	9,282	10,231
	うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	6	18	18	18	27	78	78	78	109	109	109	109	109
	うち、審査中の貸付債権の額	94	125	101	20	107	323	109	228	109	158	69	96	380	356
	うち、取下げに係る貸付債権の額	0	13	19	19	19	19	19	19	20	20	138	138	138	138

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件数)

		平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数		15	74	138	189	250	304	354	423	481	517	584	641	734	805
	うち、実行に係る貸付債権の数	4	54	121	178	232	276	329	404	456	488	559	606	698	768
	うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	2	2	2	3	6	6	6	8	8	8	8	8
	うち、審査中の貸付債権の数	11	16	11	5	12	21	15	9	14	16	9	19	20	21
	うち、取下げに係る貸付債権の数	0	3	4	4	4	4	4	4	5	5	8	8	8	8

津山信用金庫

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額 〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

		平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付 債権の額		37	111	166	250	292	339	411	432	478	522	548	596	621	643
	うち、実行に係る貸付債権の額	0	105	152	250	271	299	336	409	453	495	521	585	610	632
	うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	うち、審査中の貸付債権の額	37	6	13	0	10	28	63	11	13	16	15	0	0	0
	うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 [債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位:件数)

		平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付 債権の数		3	11	17	23	27	34	38	40	44	50	53	54	55	59
	うち、実行に係る貸付債権の数	0	10	15	23	25	31	35	38	41	47	51	53	54	58
	うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	うち、審査中の貸付債権の数	3	1	2	0	1	2	2	1	2	2	1	0	0	0
	うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0